

令和5年度運動習慣改善事業（施設利用補助）実施要領

（目的）

第1 公立学校共済組合山形支部（以下「共済組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）に、施設利用補助を行うことで、体を動かすきっかけや運動の継続を誘因とすることにより運動の習慣化を促し、もって組合員の生活習慣病の予防を目的に本事業を実施する。

（事業内容）

第2 組合員が山形県内の共済組合が指定するスポーツ施設（以下「施設」という）を利用する場合、当該利用料の一部を予算の範囲内において補助する。

なお、第4において指定するスポーツ施設に係る利用料の補助（施設利用補助券）は、一般財団法人山形県職員互助会（以下「互助会」という。）が発行するリフレッシュ補助券とともに使用することを妨げない。ただし、お釣りが生じた場合の差額の返金は行わない。

（対象者）

第3 本事業の対象者は、公立学校共済組合山形支部の組合員本人とする。ただし、任意継続組合員は対象としない。

（対象施設）

第4 第2で共済組合が指定する施設は、次に掲げるものとする。

1. ゴルフ場

| | | |
|---------------|----------------|--------------------|
| ①蔵王カントリークラブ | ②湯の浜カントリークラブ | ③天童カントリークラブ |
| ④山形南カントリークラブ | ⑤山形ゴルフ倶楽部 | ⑥ニューブラッサムガーデンクラブ |
| ⑦庄内ゴルフ倶楽部 | ⑧さくらんぼカントリークラブ | ⑨OISHIDA GOLF CLUB |
| ⑩新庄アーデンゴルフ倶楽部 | ⑪県民ゴルフ場 | |

2. スキー場

| | | |
|----------------------------|-----------------|----------|
| ①蔵王温泉スキー場（蔵王索道協会） | ②山形県最上町赤倉温泉スキー場 | ③湯殿山スキー場 |
| ④黒伏高原スノーパーク ジャングル・ジャングル | ⑤月山ペアリフト | |

3. ボルダリング施設

| | | |
|------------------|-----------------------|-------|
| ①FLAT BOULDERING | ②ボルダリングスペース ペトリコール | ③AP米沢 |
|------------------|-----------------------|-------|

4. スポーツ施設

| | |
|--------------------|--------------|
| ①セントラルフィットネスクラブ 東根 | ②Weスポーツクラブ新庄 |
|--------------------|--------------|

(各施設の利用補助対象及び利用補助額)

第5 各施設の利用補助対象は次に掲げるものとし、利用補助額は次に掲げる利用料金に対して1回あたり1,000円とする。ただし、利用料金が1,000円未満の場合は使用できない。

1人当たりの年間利用上限回数は5回(5,000円)とする。

※ (☆)は、互助会が発行するリフレッシュ補助券が併用できるものです。

1 ゴルフ場 (☆)

○プレー料金

| 施設名 | 料金(円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|-------------------|----------------|-------------|--|
| 蔵王カントリークラブ | 6,715 ~ 13,590 | 1,000円/回 | ※ 各ゴルフ場で設定されている時間、曜日、季節、イベントによる割引(割増)料金も対象となります。 |
| 湯野浜カントリークラブ | 5,450 ~ 13,400 | | |
| 天童カントリークラブ | 6,500 ~ 12,200 | | |
| 山形南カントリークラブ | 2,755 ~ 11,291 | | |
| 山形ゴルフ倶楽部 | 8,800 ~ 13,300 | | |
| ニューブラッサムガーデンクラブ | 6,500 ~ 12,900 | | |
| 庄内ゴルフ倶楽部 | 4,495 ~ 13,950 | | |
| さくらんぼカントリークラブ | 8,485 ~ 12,170 | | |
| OISHIDA GOLF CLUB | 6,800 ~ 12,300 | | |
| 新庄アーデンゴルフクラブ | 5,900 ~ 10,300 | | |
| 県民ゴルフ場 | 3,670 ~ 7,190 | | |

※各施設の対象となる料金は、令和5年6月15日現在の料金を記載しております

2 スキー場 (☆)

①蔵王温泉スキー場(蔵王索道協会)

| 料金(円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|-------|-------------|--|
| 4,000 | 1,000円/回 | 1日券 営業日~12/16 12/17~3/21 3/22~3/31 4/1~営業終了日 |
| 6,300 | | |
| 5,300 | | |
| 4,000 | | |
| 4,000 | | 10ポイント券 12/17~2/28 3/1~3/31 |
| 5,200 | | |
| 4,500 | | |
| 4,000 | | 2時間 |

②山形県最上町赤倉温泉スキー場

| 料金(円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|-------|-------------|-----|
| 3,500 | 1,000円/回 | 1日券 |
| 3,000 | | 4時間 |

シニア・レディースデーも対象となります。

③湯殿山スキー場

| 料金(円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|-------|-------------|----------|
| 3,200 | 1,000円/回 | 1日券 |
| 2,700 | | 回数券(11回) |
| 2,800 | | 4時間 |
| 2,100 | | 2時間 |

シニア・レディースデーも対象となります。

④黒伏高原 スノーパーク ジャングル・ジャングル

| 料金(円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|-------|-------------|---------------------------------|
| 6,600 | 1,000円/回 | 1日券 open~close 8:30~17:00 |
| 5,500 | | |
| 4,400 | | 5時間券 券購入から5時間 |
| 2,900 | | ナイター券 17:00~close |

シニアも対象となります。

⑤月山ペアリフト

| 料金(円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|-------|-------------|---------|
| 5,500 | 1,000円/回 | 1日券 |
| 4,500 | | 回数券(7回) |
| 4,000 | | 半日券 |

サービスデー等も対象となります。

※各スキー場の対象となる料金は、参考として昨年度の料金を記載しております。

3 ボルダリング施設

○利用料金

①FLAT BOULDERING

| 料金 (円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 | |
|--------|-------------|-----|-----------|
| 2,200 | 1,000円/回 | 平日 | 1日 |
| 1,600 | | | OPEN～18時 |
| 1,240 | | | 18時～CLOSE |
| 2,200 | | 土日祝 | 21時～CLOSE |
| 1,600 | | | 1日 |
| | | | 18時～CLOSE |

②ボルダリングスペース ペトリコール

| 料金 (円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 | |
|--------|-------------|-----|-----|
| 1,300 | 1,000円/回 | 平日 | 1日 |
| 1,700 | | 土日祝 | 1日 |
| 1,200 | | | 1時間 |

③AP米沢

| 料金 (円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|--------|-------------|-----|
| 1,000 | 1,000円/回 | 1回券 |

※各施設の対象となる料金は、令和5年6月15日現在の料金を記載しております

4 スポーツ施設

○利用料金

①セントラルフィットネスクラブ 東根

| 料金 (円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|--------|-------------|--------|
| 3,300 | 1,000円/回 | ビジター1日 |

②Weスポーツクラブ新庄

| 料金 (円) | 料金に対する利用補助額 | 備考 |
|--------|-------------|--------|
| 2,200 | 1,000円/回 | ビジター1日 |

※各施設の対象となる料金は、令和5年6月15日現在の料金を記載しております

(申請)

第6 補助を受けようとする組合員は、令和5年度運動習慣改善事業（施設利用補助）申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を公立学校共済組合山形支部長（以下「支部長」という。）あて利用日の2週間前（厳守）までに郵送・FAXで申請するものとする。また、複数の施設利用を申請する場合は、施設ごとに申請書を提出するものとする。

なお、申請期限は、令和6年2月15日までとする。

(発行・送付)

第7 共済組合は、第5の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められるときは施設利用補助を決定し、申請した組合員に令和5年度運動習慣改善事業（施設利用補助）決定通知書（別紙様式2）と施設利用補助券（別紙様式3）を発行・送付する。

なお、施設利用補助券の有効期限は令和6年2月29日までとする。

(請求・支払い)

第8 施設は、翌月10日までに令和5年度運動習慣改善事業（施設利用補助）実施要領の請求書（別紙様式）に組合員が提出した補助券を添えて支部長あてに請求するものとする。

なお、組合員は施設利用補助券（別紙様式3）を使用しなかった場合は、事務局へ返却するものとする。

(施設利用補助券における注意・留意事項)

第9 施設及び組合員は施設利用補助券の利用に関して以下の項目に注意・留意しなければならない。

- 1 会計の際は、利用料金から利用補助額を差し引いた金額を支払う。
- 2 施設利用補助券は、他人に譲渡できない。不正に申請をした場合は、補助を受けた組合員から補助金額相当額の返還を求める場合がある。

附 則

この要領は、令和5年7月12日から施行する。